

# 思いつくまま三題

田代則春法律事務所 所長

田 代 則 春

抜 刷

全国日本学士会 会誌 ACADEMIA第108号

2008年2月27日発行

# 思いつゝまま三題

田代則春法律事務所 所長 田代則春



## 昭和天皇と「雑草」

私は、平成一三年秋、叙勲（勲三等旭日中授章）の栄に浴した。宮中での陛下へ拝謁は、財務省・法務省関係叙勲者合同ということであった。本人・配偶者等を含め、約八〇〇名が宮中に参集した。

その二週間程前、宮内省から法務省を通じて、私に対し、叙勲者一同を代表して、陛下に、お礼言上の挨拶を述べて欲しいという要請があった。

法務省の担当者は、上で決まったことであり、その経緯等は知り得る立場にはない、とのことであった。七〇歳になったばかりの多分最年少者であるかも知れない私でよいのかとの疑問はあったが、恐縮しながら、これをお受けすることにした。

儀式が行われたのは「春秋の間」であった。質素なお立ち台があるだけの絵画一つ無い簡素な部屋である。マイクもない。私は宮内庁の指示に従い、最前列から一歩前に出た位置で、陛下にお礼の言葉を述べた。法務省・宮内庁から厳重なチェックを受けた原稿を暗唱し、ひとこと一言噛みしめるように言上したが、特に、その中で、「われわれ叙勲者一同は、それぞれの分野で、今後共、なお一層、国又は地方公共団体のため尽力する所存でございます」と申し上げた。

私のお礼言上を受ける形で、陛下から、叙勲者一同の榮譽を讃えられた後、「今後とも、国又は地方公共団体のため、なお一層尽力して欲しい」旨のお言葉を頂戴した。「健康に留意し、豊かな老後を過ごして欲しい」といったお言葉は一切なかった。

「人間は死ぬ前日まで働け」と方々で言い続けている私には、「我が意を得たり」との思いであった。他の叙勲者の方達がどのような思いでこのお言葉を拝聴されたかは分からない。

それはともかく、私は今上陛下の背後に、今は亡き昭和天皇の、いわゆる「雑草」のお言葉が、今上天皇と二重写しのごとく彷彿として湧いてきた。

在りし日の昭和天皇からは、常に、言つに言われぬ温かさを感じていた。何故か理由はよく分からなかった。

しかし、次の新聞に接した時、その疑念が解けたような気がした。昭和五九年八月三〇日、那須御用邸での記者団と会見された際の軽い一コマである。

昭和天皇が、かねがね「雑草」という草はない、とおっしゃっていられる理由を記者団が尋ねた。昭和天皇は、「私は好んで植物を観察する性かも知れないが、どうもこの名前は少し屈辱的な感じがして好まないのです。水田、

畑に生え、栽培植物の成長を妨げる植物や、道端に雑然として生えている植物のうちにも、花が咲いたり、役に立つものもあり、どうも、そう呼ぶのは面白くない名前だと思つております」とのお答えであつた（朝日新聞昭和五九年九月一日付け）。

昭和天皇のこのお言葉のように、我々が「雑草」と片づけているものの中には、えも言われぬ美しい花を咲かせるものなど風情豊さを感じさせるものが少なくない。花はすべて同じとの気持ちと同じ愛しさをもつて接すれば、世に言うすべての「雑草」は、それぞれが役割をもつて、そして美しさがあるものであり、いわゆる「雑草」ではなくなるかも知れない。

確かに、「雑」は、①まじりけがあつて純粋ではない、②多くのものが統一なく集まつていない、③主要又は上級の役目を持たない、④有用でない、⑤他の分類に入らないもの、を意味するようである（『岩波国語辞典』）。

「雑」と付く言葉も、雑種・雑食・雑文・雑談・雑音・雑書・雑木・雑用・雑務・雑巾・雑費・雑収入、はては雑人などで、いずれも低いレベルを指す言葉である。存在価値の否定に繋がりが兼ねないものもある。

そもそも「雑草」の本来の意味は（有用でない）とのことである（同辞典）。今で言う「格差社会」

の植物での象徴のようなものである。

無意識に使つており、しかも差別用語ともなり兼ねない何気ない言葉の中に、深い本質を見出されるのは、ひとえに昭和天皇の、植物学に造詣が深かつたこともさることながら、国民民はもとより、動・植物に対してまでの深い愛情とお人柄によるものであろう。

そこには、何物かを見下げるような考えや一方的な存在感の否定はない。一般的に、軽視され、有用でないとまで評価されている「雑草」についてさえ、他の「正当」な草木と対等な長所を見出し、愛情をもつて評価されるのである。人間の社会に置き換えると、日の当たらない社会の底辺にある者に対しても存在価値を認め、これを対等に評価するいつくしみと人間的なぬくもりとなるであろう。

ここまで書いた時、奈良薬師寺の西塔を新たに建立された今は亡き西岡棟梁からお聞きした話を思い出した。奈良は、私の若い時勤務した懐かしい所でもある。西岡棟梁は、寺社作りの最高の棟梁であつた。

強い印象を受けたのは、西塔を支える四本の巨大な柱についての話である。

四本とも、棟梁自身が台湾まで出向いて買って付けたものである。すべて最高の品質のものを買付け付けたものではない。二本については

最高の品質の材木を買ったが、他の二本については、意識的に材質が落ちる物を買って付けたということである。

その理由が、人の心を打つものである。

良質の柱は右の方に引かれる習性があり、良質でないものは、左の方に引かれる習性がある（その逆だったかもしれない）。それで、良質の柱のみ四本だとすべて右方に引かれる習性となり、塔の寿命に影響し、何百年にもわたつて持たせることはできない。良きものとそうでないものとを組み合わせることによつて、右の方向と左の方向へ引き合う力が調和し、塔の長寿命を保障できる、といった内容であつた。

私の脳裏にひらめいたものは、優秀な人間とそうでない人間との調和、善と悪との調和、強者と弱者との調和ということである。

昭和天皇の「雑草」のお考えを借りれば、雑草もまた、菊花などと等しく存在理由があるが、ただ、それぞれの役割が異なるということであろうか。

それにしても、昭和天皇のご見識にせよ、西岡棟梁の卓見にせよ、人生哲学の奥深い部分で共通してものがあると思ふのは、私ひとりであるろうか。

私は最近の自らの著作の冒頭に、自らの哲学として「人は皆菊花にして、人に雑草なし」と

書いた。昭和天皇の上記の感銘深いお言葉を自分なりに咀嚼してのことである。

今後とも、この言葉を自らに課し、生きるための基本の哲学としていきたい。

## 生き甲斐

私は一時期、総理府青少年対策本部に勤務したことがある（内閣総理大臣官房参事官兼青少年対策本部参事官）。

世界主要一カ国の青少年の意識調査である「世界青年意識調査」は、私の所管であった。

「世界青年意識調査」は、一つの調査に、一億円を超える国費を投入するものである。

設問については、内外の権威ある学者の協力を得て実施するものである。時系列的に意味があるものが多いので、調査内容の多くは固定されるが、時々我が国、それに世界の情勢の変化にも対応しなければならぬ。

それで設問のうち幾つかは、内容を変えたり、新しい調査項目を加えることがある。

私の担当した時期には、「生き甲斐」などを新たに加えたいと考えた。調査の標進語は英語である。例えば、幾つかの該当事例に○を付けるといった方法で、「あなたはどのくらいに生き甲斐を感じますか」と言った内容である。

そこで驚くべきことを発見した。「生き甲斐

は、日本独自の文化的要素が強く、諸外国特に欧米には、これにピッタリとくる言葉がないということがある。

私は、人間は生きて死ぬものである限り、いずれの国の場合も「生」の裏返しとしての「死」「死」の裏返しとしての「生」が人が生きるための究極の思いではないかと考えていた。

ところが、不思議なことに英語にもドイツ語にも、フランス語にも、「生き甲斐」にピッタリとくる言葉が見つからないということが分かった。

英語の（サティスファクション）、ドイツ語の（ザティスファクティオン）は、共に「充実感」という意味であり、「生き甲斐」とはピッタリではないようである。フランス語の（レーゾン・デートル）も「存在理由」という意味であって、これもピッタリではない。心理学でいう（セルフ・アクチュアライゼーション）も「自己実現」という意味であって、「生き甲斐」とは少し違うようである。

サルトルは、その著「存在と無」の中に、「人間の企図するところは、一つの価値の完全な実現である。それは神を志向することであるが、これはすべて挫折し、人はむなしく自己を失う。人間が生きているということは、無益な、不合理的なすなわち、かい（甲斐）なきパッション（受難）

である」とある、と聞いたことがある。

その意味するところを理解することは容易ではない。しかし、人間が生きているということ（一つの価値の完全な実現）↓（神を志向）と捉えることには、無神論的な実存主義からして、これを（かい（甲斐）なきパッション（受難））としての捉え方は、ある目的に向かつての生き方を否定するか肯定するかはともかく、「人間が生きている価値」といった深い部分で、「生き甲斐」に共通するのではないかと感じている。

ついでに、周防内侍の和歌とされる「春の夜の夢ばかりなる手まくらに、かいたく立たむ名こそ惜しけれ」の「かい（甲斐）なく立たむ」も、サルトルの「かい（甲斐）なきパッション（受難）」に、人生の深い部分で共通しているような気がする。

「かい（甲斐）なきパッション」は、サルトルの無神論的な実存主義からくるものと思われるが、神の概念を前提としてこれと対決した上でのことであり、つまり宗教を踏まえ、これを克服（否定）しているのに対して、宗教的響きが見られない。「生き甲斐」とは本質的に違っているのではないかとの見方は、あり得ると思ふ。

しかし、仕事をし、食事をし、恋人とデートする、家族で団欒するといった、人生の「コマ」、一コマを「人間が生きていくこと自体の

い〔甲斐〕にまで結びつけてみるというのは、常に、「生」と「死」を意識し、人生の深い部分で「宗教心」と結び付いているのではないかとこの見方もできるであろう。「宗教とは、人間がよつてもよつて立つところの何物かである」と観念するとき、その思いを深くする。

我々日本人は、顕在的にせよ、潜在的にせよ、意識的にせよ、無意識的にせよ、「死」の裏返しとしての「生」を思い、人生を存在たらしめている一コマ、一コマの行為そのものに、「死」の裏返しとしての「生」そのものを感得している。人の行為の一コマ、一コマが、その者の死生観によって価値付けられているということだろう。

「生き甲斐」という言葉とそれを裏付けている日本の文化は、日本人独特のすばらしい感性であると思う。

しかし、この「生き甲斐」は、人間は生きてやがては死ぬものだと言う共通の点では、世界中全ての人間に、国を超えて共通ではないか。ただ、人生を一コマ、一コマに焦点を当て、そこを写真のように時間的に切り取り、その部分に意識を集中させるのか、「生きる」といった生と死を貫いた長い目でみるか、の違ひではないかとも考えられる。

この点、何人かの識者の方にも問うてみたが、

納得のいく説明は受けられなかった。

私は、口の中で、「生き甲斐、やり甲斐、充実感、自己実現」と唱えてみた。結局は、人間とは、何と神秘的で不可解であることよ、その思いを深くするに止まった。

それはともかく、世界各国に共通するものとして、我が国独自の「生き甲斐」まではともかく、生きるために、あるいはより良く生きるために「充実感」、この世に生きているための「存在理由」や「自己実現」を図るべきであることは、我が国も含めて、各国共通の基盤であると考えられる。

そこで、先程の「世界青年意識調査」でも、結局は、論議に論議を重ねた末、「あなたはどいううときに「充実感」を感じますか」との質問に切り換え、ほぼ世界共通のものとして実施したことを付記して置きたい。

それはともかく、我々日本人にとっては、各国共通の基盤としての、「充実感」「存在理由」や「自己実現」を図るべきことは、当然必要であるが、それに止まらず、日本人特有の文化・風土の中で培われた「生き甲斐」を求めて生きることができているのは、日本人の大きな誇りであると考えている。いかがでしょうか。

## 近頃の凶悪犯罪

法務総合研究所の犯罪白書・警察庁の警察白書等によつても、最近の凶悪犯罪は、量的には増加してはいない。横ばいか多少とも減少傾向にあるようである。

それでも、国民一般に、凶悪犯罪が大きく印象付けられているのは、マスコミの報道が過熱化したに止まらず、凶悪犯罪に質的変化があるのではないかと思われる。

私は、一昨年「人は何故、人を殺すのか」という拙著を世に出した（全国図書館協会の有料図書にも選定された）。この著に取りかかる以前から、多くの人から、最近の凶悪犯罪は、何かしら異質なものを感じる、といった意見を耳にした。私も、さしたる根拠はないものの、そのような気持ちを持っていた。

それで、神戸須磨児童連続殺人事件、長崎市での幼稚園児誘拐殺人事件、佐世保市での小六女児による同級生殺害事件、大阪教育大学付属池田小学校事件、寝屋川小学校教職員殺傷事件、高一女子高校生による母親毒殺未遂事件や男子高校生による女子同級生殺害事件などを検討した。

本稿出稿間際に起きた、ペルー人による、日本の女児に性的暴行を加えた上での殺害事件、

中国人主婦による、保護者としての送迎中車内で他人の児童を殺害した事件、秋田での、子を持つ主婦による近所の児童の絞殺事件、我が子を橋の欄干から突き落とした殺害事件、北海道での少年による同級生に金を渡した上での実母殺害事件（時の総理が教育改革を訴える根拠の一つとなったもの）やあるデパートで、些細なことから、三二歳の女性が女子店員の目を傘の柄で突き刺し、失明するかもしれないという重傷を負わせた事件等も参照した。

私はこれらの事件を検討し、私の現場検事としての長い経験を踏まえ、この種凶悪犯罪を犯す者の心中や、その兆候を分析し、予測してみた。その結果のエキスは、以下の通りである。

これらの凶悪事件では、人を「人」として殺したのではなく、人を机・人形などの無機物や、草木などの植物や犬・猫といった動物を（破壊）する感覚での殺人ではないかということである。

おおむね、どの事件についても、「人」を殺すという意味での「動機」は見られない。「動機」だけでなく、「人」を殺す際の「ちゅうちよ」（感）、「ためらい」、「罪悪感」、「反省心」といったものも殆どみられない。私は、これを「器物破壊化殺人」ではないかと考えるようになった。そしてこのような事件を犯す少年や一部の成人

の心の中を覗いてみると、「孤独」・「心の砂漠」の状態であったのではないかと、思いを強く感じるようになった。

何故、「孤独」・「心の砂漠」の状態になるのかについては、「疎外感」があるからではないかと思う。諸々の原因が生み出す「疎外感」から想像・情念・妄想が膨らみ、それが限界まで達すると、激しい「攻撃本能」が顔を出す。それも極端な形で顔を出す。これは被害者を「人」とは見ず「物体」としてしか意識されない。

それが「器物破壊化殺人」の特徴ではないかと考えている。

前記各事例から（私の検事としての経験も踏まえて）、「器物破壊化」殺人の予測してみた。これら凶悪事件を起こす者の兆候としては、

一つ目は、「おとなしい子（人）」「目立たない子（人）」「一人勝ちな子（人）」更には「真面目な子（人）」である。

二つ目は、親子・兄弟姉妹・祖父母・学校・職場・地域社会の人達などとの「対話」が「断絶」している子（人）である。

三つ目は、無機物や動・植物を平気で破壊する傾向がある子（人）である。

ちなみに、少年法で「虞犯（将来、罪を犯す虞がある）少年」として規定しているのは、①保護者の正当な監督に服しない性癖のあるこ

と、②正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと、③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること、④自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること」である。

少年法が罪を犯す少年の兆候を見て取り、これを少年の保護の見地から非行・触法（犯罪）を事前に防止するため設けられた「虞犯少年」の上記の規定は、凶悪非行・犯罪について限り、私の調べたところからは、特に凶悪非行・犯罪の実態から大幅に逸脱している。というよりも、次元が異なるものと言わざるを得ない。

確かに、伝統的には、①④の状況にあったのを放置して置けば、罪を犯す少年へと移行し、これが嵩じると、殺人・強盗強姦等の凶悪非行・犯罪に至る可能性・蓋然性があった。

そこで、虞犯少年として、罪を犯す前段階で、家庭裁判所が適切な処遇を行なおうとするのは、それなりの理由があった、というのが一般的な理解であろう。

なお、私個人としては、未だ罪を犯していないのに、将来罪を犯す虞があると言っただけで、将来の不確実な事実を元に、少年院送致・保護観察といった、実質上少年に不利益な処遇をすることには、問題があると考えている。

何故ならば、競馬の予測ではないが、予測に

は狂いを生じることが経験則が教えるところである。神のみぞ知ることを、①④の兆候がみられるからといって、その兆候は直ちに罪を犯すことに直結しているとは限らない。それなのに、罪を犯す少年となる可能性があるからと言って、それだけで、実質的に少年に不利益な処遇をすることは、少年の保護のためとの建前はともかく、実質的に、少年の人権上も大きな問題がある。特に凶悪犯罪等でその予測の因子が根本的に異なるとする私の分析等が正しいと前提に立てば、更に問題は大きく、虞犯少年の規定は根底から見直すべきではないかと考えるからである。

少し敷衍しよう。先程述べたように凶悪犯罪の前兆と思われるものが、前記「おとなしい子(人)」・「目立たない子(人)」・「一人勝ちな子(人)」・「真面目な子(人)」であったり、家庭・学校等での「対話」が「断絶」している子(人)であったり、更に無機物や動・植物を平気で無感動で破壊する傾向がある子(人)である、との見方が正しいとするならば、先程述べた①④の兆候を将来罪を犯す少年の兆候とみる少年法の虞犯の規定とは大幅に乖離し、齟齬をきたすことになる。

また、前に事例として挙げた事件を検討しているうちに、私も今までの考え方が間違っている

たことにも気付いた点もある。それは人の命を虫けら以下としか見ない者は、同じように自分の命も同様に粗末にするのではないかと考えていた。凶悪非行・犯罪者即自らの命も簡単に捨てるものとの考え方は、誤っていたことに気付いた。

人の命は、虫けら以下に扱う者に限って、自分の命は、極端な位大事にし、比喩的に言えば、「全地球よりも重い」と考え、いかなる場合にも身の安全を第一に考えているということである。

被害者には、必ずといってよい程 子供、精神的に弱い者、抵抗力の弱い女性などを選ぶ。自分の身の安全が第一と公言してはばからない者もいた(例えば、神戸須磨児童連続殺人事件の加害少年など)。勿論例外はある。ごく最近では、プールで銃を乱射し、数名を射殺し、自分も自殺した例もあるにはある。しかし、私が検討したところでは、これは例外に属する。

このようにみえると、虞犯少年の要件に当てはまる、要するに町の悪ガキ、不良少年等は、凶悪事犯とは無縁である。逆に、社会から通常は信頼されている「おとなしい子(人)」・「目立たない子(人)」・「一人勝ちな子(人)」更に「真面目な子(人)」が危ないということになる。

最近、何か重大事件が起きたとき、近所の人達は、殆ど「意外である」とした上、「あの少年(人)は、「おとなしい子(人)」・「目立たない子(人)」・「一人勝ちな子(人)」更には「真面目な子(人)」であった」ことのどれかに当てはまる旨の感想を述べている。

凶悪事件の防止の観点から、これまでの常識を一変させた対策が求められるところであろう。

識者の方を中心に、これまでの犯罪学、犯罪心理学、社会学等の経験諸科学の「物差し」に惑わされることなく、最近の凶悪非行・犯罪の実情を直視し、そこから伝統的な手法と異なつた、実状に即した新しい対策が講じられるべきではないかと考える。

(昭和6年生まれ 中央大・法)

## 田代 則春 (たしろ のりはる)

- 昭和6年 長崎県島原市生まれ  
昭和29年 中央大学法学部卒業、同年司法試験合格  
検事任官。高松、奈良、大阪（特捜部）、横浜各地検を経て、昭和48年東京地検検事（研修総括指導官）  
昭和50年 内閣総理大臣官房参事官兼青少年対策本部参事官  
法務省・法制審議会幹事  
昭和54年 仙台地検次席検事  
昭和56年 東京高検検事  
昭和58年 法務省・法務総合研究所研修第3部長  
昭和61年 3月退官。4月弁護士登録（第2東京弁護士会）  
昭和62年 第2東京弁護士会常議員  
ニューポート大学名誉教授  
亜細亜大学・大学院講師（刑訴法・刑事学）  
拓殖大学政経学部、専修大学法学部（各刑訴法・刑法）講師  
昭和63年 我が国で初めて、法的データベース〈リーガルベース〉を開発・提供  
昭和64年 ケンシントン大学客員教授  
平成13年 叙勲（勲三等旭日中授章）

### 著書

- 『若者人格論』（大蔵省印刷局）  
『父と母への赤信号』（改訂版での共著・学事出版社）  
『日本共産党の変遷と過激派の理論と実践』（立花書房）  
『刑事訴訟法講義』（信山社）  
『人間関係と生き甲斐』（信山社）  
『人は何故、人を殺すのか』（文芸社）

### 論文

- 『少年検察運用上の諸問題』『青少年の年齢区分』他多数

### その他

- 昭和35年 奈良地検在任中少年法改正を視野に、世界主要各国での法制から見た「青少年法の底に流れるもの」を研究（6ヵ月間）  
我が国で初めて、家庭裁判所の少年審判に検事として立会  
昭和42年 NHK総合テレビで、裁判所との間で「少年法改正の是非」が論議された際、法務・検察代表として出演  
昭和49年 NHK教育総合テレビで、笑福亭鶴瓶の司会で「18歳とはどのような年齢か」の放映の折、赤井英和と学識経験者として出演  
昭和52年 青少年問題の視察。世界10ヵ国を歴訪。各国青少年問題関係者と実情・対策等について意見交換・協議  
平成13年 叙勲の折、財務省・法務省を代表して、陛下にお礼言上

他に検事任官中、「LPGタクシー汚職事件、連座制を適用した中山派の選挙違反事件（大阪）、現職警察官による免許証汚職事件（横浜）、厚木基地爆破未遂事件（横浜）、外務省秘密漏洩事件（東京）」その他多くの汚職事件に関与。